

第 1 3 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 3 月 1 4 日（火） 午後 1 時 3 2 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 5 年 3 月 1 4 日（火） 午後 1 時 5 5 分

4. 出席委員（15 人）の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員（1 人）

5 番 田村昭弘

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 4 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 4 4 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 4 5 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 4 6 号 農作業の賃金協定の決定について
 議案第 4 7 号 農業委員会の適正な事務実施について
 報告第 2 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 2 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 下 山 敏	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	-------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 3 2 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 3 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 1 0 番長内悟委員と、1 1 番秋庭礼子委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局
 長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
 それでは議案の審議に入りますが、議案第 4 3 号から議案第 4 7 号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第４３号の審議に入ります。
農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
１１番秋庭礼子委員。

秋庭委員 はい、１１番秋庭です。それでは、報告いたします。
去る３月６日、長内悟委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が７件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議 長 それでは、議案第４３号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第４３号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本
案件は７件です。№１から№７について説明いたします。令和５年２月１５日に行われた、鶴田町あ
っせん会議で成立した売買申請が５件、普通売買が１件、贈与が１件です。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号
には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第４４号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第４４号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったの
で、決定を求める。
本案件は１６件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件
を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第２５条（委員は、自己又は同居の親族若しくは
配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案№１№２の
対象である、菊池俊輔委員は本案件終了まで退席をお願いします。

【菊池俊輔委員退席】

議 長 事務局から説明のありました議案第４４号の№１№２について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質疑、討論を打ち切ります。
ただちに表決に入ります。
議案第４４号の№１№２について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議 長		賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 本案件が終了しましたので、菊池俊輔委員を復帰させます。
		【菊池俊輔委員着席】
議 長		次に議案第４４号の№.３に関して、鶴田町農業委員会会議規則第２５条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案№.３の対象である、瓜田良一委員は本案件終了まで退席をお願いします。
		【瓜田良一委員退席】
議 長		事務局から説明のありました議案第４４号の№.３について、質疑、討論ございませんか。
		【なし】
議 長		ないので質疑、討論を打ち切ります。 ただちに表決に入ります。 議案第４４号の№.３について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議 長		賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 本案件が終了しましたので、瓜田良一委員を復帰させます。
		【瓜田良一委員着席】
議 長		次に、議案第４４号の№.４から№.１６について、質疑、討論ございませんか。
		【なし】
議 長		ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第４５号について、事務局より説明願います
事 務 局		議案第４５号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は７件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については記載のとおりです。 以上です。
議 長		ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
		【なし】
議 長		ないので、質疑討論を打ち切ります。 次に議案第４６号について、事務局より説明願います。
事 務 局		議案第４６号農作業の賃金協定の決定について 令和５年度農作業の賃金協定について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。 この件につきましては、次のページに賃金表（案）として記載があります。また、別紙資料として

A3サイズの用紙に他市町村との比較を記載しております。記載内容を要約しますと、農作業の日当がそれぞれ300円上がり、6,900円となっております。その理由は、青森県の最低賃金が改正され、前年の1時間あたり822円から31円上がり、853円となったため1日8時間労働に換算すると6,824円となりますので、日当6,900円を改正案といたしました。

また、その他赤い文字の部分が金額を上げた部分になりますが、他町村との差を調整したことと、燃料費や材料費の高騰のため金額を上げておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、鶴田町農業委員会で決定される農作業の賃金協定はあくまでも目安でありますので必ずこの金額でやらなければいけない金額ではないことをお知らせいたします。

以上です。

議 長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

瀬戸委員 　　はい。

議 長 　　15番瀬戸委員。

瀬戸委員 　　質疑でも討論でもございませんけれども、日本で賃金が上がらないことが続いている中で、最低賃金が上がり農作業賃金が値上げになるのも大変いいことだと思います。けれども、農作業賃金が上がり続けると、私たち農家がパートさんを雇ったりしていると農産物の売り上げによっては賃金の支払いができなくなってしまう農家が出てくるのでは無いかと思っています。ですので、現状を踏まえて国の政策等に要望していくことを農家の一員として考えていくべきでは無いかと思っております。質問でも何でもございませんが、頭の隅にでも考えてみてほしいという提案です。

以上です。

議 長 　　そのほか何かございませんか。

【なし】

議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に議案第47号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第47号農業委員会の適正な事務実施について。

平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知第3及び第4に基づく農業委員会活動の令和4年度点検・評価及び、令和5年度活動計画について承認を求める。この件につきましては次ページの令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の記載があります。まず、令和4年度の点検・評価については未到来ですけれども令和5年4月1日現在の状況として、農業委員会の体制及び鶴田町の農家・農地の概要、そして最適化活動の実施状況が記載されています。この最適化活動の実施状況として、令和4年度中に農業委員会活動として実施してきた農地パトロールやWEB会議による企業の農業参入研修会及び人・農地プラン座談会などが記載されています。この令和4年度の数値を元に、次の令和5年度最適化活動の目標の設定等として最適化活動の目標、遊休農地の解消及び新規参入の促進を設定しています。そして最適化活動の目標の中の農業委員が最適化活動を行う日数の目標として、令和4年度と同様に月あたり6日として記入しております。しかし、議案送付後に県より通知があり、月あたり10日に修正したことをお知らせいたします。なお、タブレットに送信した今回の第13回議案は10日に修正されておりますのでご確認ください。活動強化月間の設定は、遊休農地の解消として6月・9月・11月に農地パトロール、農地の集積として12月に人・農地プラン座談会を計画しています。また、新規参入の相談会の参加目標としては回数を1回見込んでおりますが、具体的な活動は設定していません。

以上、農業委員会の適正な事務実施について令和4年度の点検・評価と令和5年度の目標を設定しましたので承認をお願いいたします。

以上です。

議 長 　　ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第４３号から議案第４４号の№.４から№.１６及び議案第４５号から議案第４７号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第２８号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第２８号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
№.１から№.３について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約した日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第２９号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第２９号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№.１から№.３については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後１時５３分)

【暫時休憩】

議 長 再会します。(午後１時５４分)

議 長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第１３回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後１時５５分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月14日

議 長

委 員

委 員
